

第2節 放送法関係

1 地上基幹放送の再放送の同意に関する裁定

(1) 趣旨

地上基幹放送の再放送の同意に関する裁定制度は、ケーブルテレビ事業者等と基幹放送事業者との間で、地上基幹放送の再放送の同意について、協議が不能又は不調の場合において、ケーブルテレビ事業者等から申請があったときに、総務大臣がこれを裁定し、その定めるところに従い、当事者間に協議が調ったものとみなす制度である。

(2) 対象となる場合

地上基幹放送の再放送の同意に関する総務大臣の裁定は、ケーブルテレビ事業者等が基幹放送事業者の地上基幹放送を受信してする再放送に係る当該基幹放送事業者の同意について、次のいずれかの場合に、ケーブルテレビ事業者等が申請することができる（放送法第144条第1項）。

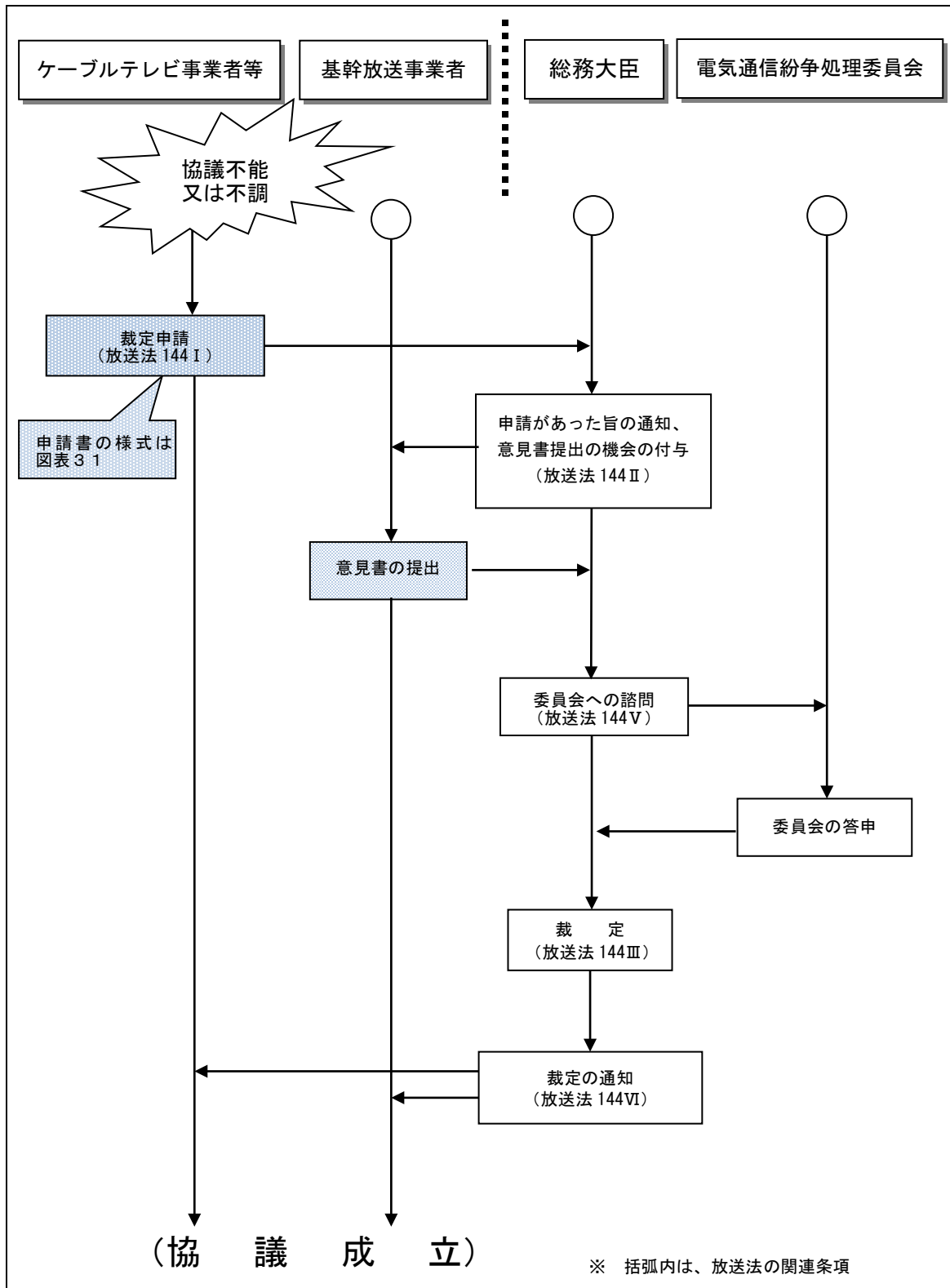
- ① ケーブルテレビ事業者等が協議を申し入れたにもかかわらず、基幹放送事業者がその協議に応じないとき。
- ② 協議は開始したものの協議が調わないとき。

ただし、当事者が委員会に対して仲裁の申請をした後は、申請することができない（放送法第144条第1項ただし書）。

(3) 手続

地上基幹放送の再放送の同意に関する裁定の手続の概要は、図表30のとおりである。

図表 30 地上基幹放送の再放送の同意に関する裁定の手續の概要



ア 申請

(ア) 申請書の提出

裁定を申請しようとするケーブルテレビ事業者等は、申請書に必要事項を記載して、これを提出しなければならない（放送法施行規則（昭和25年電波監理委員会規則第10号）第166条及び別表第51号）。

なお、申請書の様式は図表31のとおりである。

(イ) 申請の窓口

総務大臣に対する裁定の申請は、申請しようとするケーブルテレビ事業者等が行おうとする再放送の業務区域（当該区域が二以上の総合通信局（沖縄総合通信事務所を含む。）の管轄区域にわたるときは、そのいずれか一の管轄区域）を管轄する総合通信局長又は沖縄総合通信事務所長を経由して行うこととされている（放送法施行規則第216条第1項第1号）。

具体的な申請書の提出先は、総合通信局については有線放送課（有線放送課がない総合通信局にあつては放送課）、沖縄総合通信事務所については情報通信課放送担当となっている。

図表 3 1 地上基幹放送の再放送の同意に関する裁定申請書

裁定申請書		年 月 日
総務大臣 殿	郵便番号	
	住所	
	(ふりがな)	
	氏名 (法人又は団体にあつては、 名称及び代表者の氏名)	
	電話番号	
再放送同意について協議が	不調 ^{注1} 不能	のため、放送法第 144 条第 1 項の規定により、
下記のとおり裁定を申請します。		
記		
1 申請に係る基幹放送事業者の氏名(法人又は団体にあつては、名称及び代表者の氏名)及び住所		
2 申請に係る再放送の概要		
(1) 再放送しようとするテレビジョン放送		
(2) 再放送を行おうとする区域		
(3) 再放送の実施の方法		
(4) 申請者が希望する再放送の開始期日		
3 協議の経過		
4 その他参考となる事項		
注 1 不要の文字は、抹消すること。		
注 2 「申請に係る再放送の概要」については、例えば、「再放送しようとするテレビジョン放送」は「(何)社(何)テレビジョン放送局の放送」のように、「再放送を行おうとする区域」は「(何)県(何)市」、「(何)県(何)郡(何)町」のように、「再放送の実施の方法」は、同時再放送のみを行う場合にあつては「同時再放送」と、それ以外の場合にあつてはその具体的方法を記載すること。		
注 3 「協議の経過」については、申請に至るまでの経過の説明のほか、協議が調わない場合には申請に係る放送事業者との意見の対立点を、また、協議をすることができない場合にはその事情を具体的に明らかにすること。		
注 4 用紙の大きさは、日本産業規格 A 列 4 番とすること。		
注 5 該当箇所に全部を記載することができない場合は、その箇所に別紙に記載する旨を記載し、この様式に定める規格の用紙に適宜記載すること。		

イ 基幹放送事業者への通知及び意見書の提出

総務大臣は、裁定の申請を受理したときは、他方当事者となる基幹放送事業者に裁定の申請があった旨の通知を行う。通知を受けた基幹放送事業者は、総務大臣の指定した期間内に、ケーブルテレビ事業者等が裁定を求めている再放送について同意をしない理由等を記載した意見書（様式適宜）を提出することができる（放送法第144条第2項）。

なお、基幹放送事業者の意見書は、基幹放送事業者の放送対象地域を管轄する総合通信局長又は沖縄総合通信事務所長を経由して提出することとされている（放送法施行規則第216条第1項第2号）。

具体的な申請書の提出先は、総合通信局については有線放送課（有線放送課がない総合通信局にあつては放送課）、沖縄総合通信事務所については情報通信課放送担当となっている。

ウ 委員会の審議と答申

総務大臣は、裁定について委員会に諮問しなければならない（放送法第144条第5項）。

委員会は、審議（必要と認めるときは、利害関係者その他の参考人から意見の聴取を行う（運営規程第11条。））の上、裁定について総務大臣に答申を行う。

エ 総務大臣の裁定

委員会の答申を受けた総務大臣は裁定を行う。総務大臣は、基幹放送事業者がその地上基幹放送の再放送に係る同意をしないことにつき正当な理由がある場合を除き、当該同意をすべき旨の裁定をするものとする（放送法第144条第3項）。

同意をすべき旨の裁定においては、申請をした者が再放送をすることができる地上基幹放送、その者が再放送の業務を行うことができる区域及び当該再放送の実施の方法を定めなければならない（放送法第144条第4項）。

総務大臣は、裁定をしたときは、遅滞なく、その旨を当事者に通知する（放送法第144条第6項）。

一般的に行政庁の処分に対して不服があるときは、行政事件訴訟法第3条に規定する抗告訴訟の提起及び行政不服審査法第2条の規定による審査請求をすることができるが、放送法又はこれに基づく命令の規定による総務大

臣の処分については、極めて専門性技術性を有すること等から、電波法に関する審査請求及び訴訟の制度に準じた扱いとなっている（電波法第83条から第99条まで（放送法第180条で準用。))。

このため、この処分について行政不服審査法第2条の規定により審査請求をした場合、電波監理審議会に付議される。

また、この処分については、通常の行政処分と異なり、当該審査請求に対する裁決に対してのみ、取消しを求める訴訟を提起することができ、その訴訟の中で原処分の違法自体についても主張することができる（電波法第96条の2（放送法第180条で準用。))。